

東京都入札監視委員会 第1回第二監視部会 審議概要

開催日及び場所	令和7年8月27日（水） 都庁第一本庁舎北側33階 特別会議室N1		
委員	（元）日本大学総合科学研究所客員教授 有 川 博 （部会長） （元）会計検査院官房審議官 飯 塚 正 史※ 公認会計士 片 桐 春 美※ 日本女子大学建築デザイン学部建築デザイン学科教授 平 田 京 子 計4名（敬称略） ※印の委員はオンラインによる参加		
審議対象期間	令和6年7月1日～令和6年9月30日		
抽出案件計	4件	(備考)	
一般競争	2件		
指名競争	2件		
随意契約	0件		
	意見・質問	回 答	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<議案1>（一者入札事案） 警視庁目黒警察署5階道場空調設備新設工事〔希望制指名競争入札〕		
	Q パッケージエアコン2台とその配管については、予定価格が高額だと考えるが、その積算となった特別な理由や事情があるのか。	A 設置のための工事費を含めて予定価格を積算している。通常の積算を行い算出した金額であり、特異なものはない。	
	Q 希望事業者9者について、4者を選定せず5者に絞った理由や選定基準は、どのようなものなのか。	A 本件は、工事発注規模が少額の入札案件であったことから、東京都の物品買入等の入札における5者以上指名の選定基準に倣い、9者の希望者のうち、本件発注等級を優先し、発注等級であるD格付を有する6者の中から上位5者を選定した。	
	Q 最終的に1者による入札になった理由をどのように分析しているのか。その分析結果に基づいて、以後競争性を確保するために、何を改善するべきと考えているのか。	A 希望申請時から開札日までの期間に他の工事を受注し、技術者の配置ができなくなった、あるいは応札に向けて積算した結果、予定価格を超過したために、辞退や不参に至ったと考えている。今後は、工事の発注時期の平準化や履行期限の適正に努めて発注をしていきたい。	
	Q 不参理由については聞いていないのか。辞退と不参の違いは何か。不参の場合、その後のフォローアップはしていないのか。	A 不参理由は聞いていない。辞退、不参ともに入札金額を入れなかったという点で取扱は同じだが、辞退の場合は辞退のシステム登録及び辞退理由の入力をする。不参の場合はシステム登録をしておらず、何も意思表示をしていないという違いがある。不参の場合のフォローアップはしていない。	

	Q 予定価格の中の工事費というのはいくらで、それはどうやって算出されているのか。起工時の予定価格はいくらなのか。	A 予定価格は、東京都財務局制定の工事の単価を用いて、積み上げて算出している。建築工事費として71万円、電気工事費として約79万円、機械工事費として290万円、合計で440万円と積算した。
	Q 本件工事費は高いように感じており、エアコン代というよりも人工代として計算している部分の金額が高いのかもしれないと考えているが、それは積算上どの部分になるのか。原材料等の直接経費は外し、人工代としていくら積算しているのかを知りたい。	A 本件の積算は、事業者からの見積を使用していない。機械に対して機械代と取り付け費用、配管に対して管代と取り付け費用という形で、材料と工費が一体となった単価を積み上げて計上している。工費だけ分離するには計算をし直す必要がある。後日、結果はお示しする。
	Q 東京都の積算基準は、事業者がある程度推定できる状況なのか。	A 東京都の場合、単価は公表していないが、積算基準を公表している。事業者の方で積算基準に沿って積算することは、一定程度可能である。
	Q 1者のみが入札に参加し、一回目の入札金額が、予定価格ではなく最低制限価格に近いという結果となっているが、それをどのように分析しているのか。	A 予定価格は事前に公表しており、それを基にしているかは不明だが、入札金額は事業者が積算した結果の金額と認識している。落札者は、他者が辞退・不参加という状況は知り得ない状況で入札金額を入れている。
	意見：本件契約手続では、希望業者非選定理由、不参加・辞退理由の分析等、1者入札となった原因分析が不十分である。こうした状況について、フォローアップをしないで改善策を立てることは難しいので、予定価格の妥当性の検証と合わせて、競争性を確保できる体制をつくるための検証を行う必要がある。	
	<議案2> (高額・高落札率・一者入札事案) 三鷹市新川六丁目地先配水本管(400mm) 新設工事 [一般競争入札]	
	Q 本件は予定価格が高い案件のため、1者入札になった場合、入札は無効になるのではないのか。	A 入札契約制度改革のときに、希望が1者だった場合、その契約案件を中止する取組みを一時的にしていたが、現在は1者入札の場合の中止は行っていない。
	Q 本件の事業者は1者のみであるが、総合評価の技術点は高い方なのか。	A 技術点は30点満点で、本件の事業者は20点であり、特別に低い点数とは認識していない。

	Q 近隣住民等からの騒音・振動に関する苦情のために工事の契約変更が2回行われ、工事の全部中止にかかる増加費用の計上をしているが、中止している期間の分、工期は伸びていないようである。工数自体は変わらないのに、なぜこの中止で契約金額が増加するのか。工事中止中は、契約者は何をしているのか。	A 工期の日数は変わらないが、完成時期（終期）を延伸している。中止経費は、工事中止期間中の維持管理費用や、工期延伸に伴う会社経費等の増加費用分である。 中止期間中、受注者は現場の点検等の保全業務を行っている。
	Q 工期延長に係る費用と、手待ちの費用を両方負担しなければならないのか。今回の中止経費以外に、今後工期延伸に伴う経費を支払うことになるのか。	A 今回の中止経費は、工期延伸分及び中止期間中の維持管理費であり、今後、これ以上の中止経費を支払うことはない。
	Q 辞退理由を「技術的に履行が困難な案件のため」としている会社について、具体的な内容をヒアリングしているか。	A 特にヒアリングはしていない。
	Q 1者入札の状況について、どのように分析しているのか。	A 辞退理由は、別の同種の工事を契約したことや、配置予定技術者の配置が困難ということであり、他の案件の辞退理由と共通している。技術的に履行が困難な部分については、不調対策の一環の中で水道局として検討していきたい。また、水道局側の積算と事業者側の積算のギャップがあって落札できないというケースもあるので、辞退理由を分析し、競争性の確保及び不調の回避につながるような検討をしていきたい。
	Q 1回目の入札の段階で、99.9%という高い落札率だが、どのように分析しているか。	A 本件工事は水道局の配水管工事積算基準や各工法の協会等の基準を使って積算しており、それらの基準は公表されているため、事業者でもかなり正確に積算ができる状況である。
	意見：1者入札と、高落札率となった理由について、より詳細な原因分析が必要である。とりわけ1者入札の分析については、辞退理由のさらなる調査が必要である。	
	<議案3>（高額・一者入札事案） 浅草線西馬込駅外9駅ホーム床改修工事 [一般競争入札]	

Q 工事内容は車両との段差縮小と、隙間縮小、ブロック改修工事ということだが、算定している予定価格が14億円台と高額となるのはなぜか。工事内容がそれほど高額になるものなのか。	A 工事内容は、ホームの先端のかさ上げであり、車両の出入口との段差を解消し平たんな形になるまでホームの先端を上げた。あわせて、ホームの先端に、車両とホームの隙間を小さくするためのゴムを設置した。上りと下りがあるので、ホームは一駅に2本あり、ホームの始点から終点までの施工をした。施行条件としては夜間、基本的には終電から始発の間に工事を行った。
Q 高齢者、車椅子、ベビーカー等には、昔から配慮が必要だったと考えるが、当初のホームの設置の工事の中で、なぜそれらを考慮しなかったのか。	A 浅草線は、開業後、約60年経過している。その間、ホームと車両の隙間と段差の基準が変わり、最新の基準に合わせるために、今回のホーム改修工事を行った。
Q 本件落札者は令和3年度から5年度まで実績があるようだが、浅草線のホームの同じような床の改修工事で、本件落札者以外が工事をやった駅はあるのか。	A 構造補強が必要のない工事は、本件落札者が浅草線全体を施行した。構造補強が必要なものについては、他事業者が行っている。なお、過去同様の工事では複数の希望があるため、他業者でも対応できると認識している。
Q 令和4年度の三田線の同様の床の改修工事と比べ、本件工事はかなり値上がりしているように感じるが、なぜか。	A 材料単価や労務単価について、ここ数年、上昇傾向であり、金額が上昇している。施工内容については、基本的には浅草線も三田線も変わらないが、三田線の方は部分的な改良やかさ上げである。この辺りの事情から金額が高くなったと認識している。
Q 構造補強が必要なものができる業者は本件のような工事も履行可能なようだが、手を挙げてこないのは、なぜか。	A 過去同様の工事で3者希望があった件もあるためできる事業者は複数いると認識している。 ただ、ホームの床改修は特殊な工事であり、鉄道の運行に支障を来さないようにするとともに、深夜の限られた時間内で迅速かつ安全に施工する必要があるため、どうしても経験のある事業者が手を挙げやすい部分はある。駅の工事という特殊性は解消しがたいが、交通局として何か改善しないといけないという問題意識を持ちながら、工事発注をしている。
意見：特に意見なし。	

	＜議案４＞（一者入札・同一事業者長期継続受注事案）東部汚泥処理プラント機械濃縮設備補修工事〔希望制指名競争入札〕				
	Q 元施工でないと対応できないといった特殊な設計は含まれていないか。				A 単純な構造で特殊なものではなく、元施工でなくても対応できる。
	Q 汚泥処理プラントの補修工事は、毎年必要なものなのか。				A 同じタイプの濃縮機が、東部汚泥処理プラントには全部で７台設置されている。７台のうち２台もしくは３台ずつを、大体３年に１回程度のペースで順次補修をかけている。
	Q 見積取得先からも広く入札参加できるような対応策を考えているのか。				A 仕様書や図面をわかりやすくすると共に、発注時期の平準化により入札に参加しやすくなるよう一層努力する。
	Q ２年連続で、希望した後、技術的に履行が困難という理由で辞退している事業者がいるが、ヒアリング等をせず、その理由をそのまま受け取っているのはなぜか。				A 技術的に会社としてできないというよりは、高い技術力のある技術者を配置するのが難しいという事情と認識しており、やむを得ないものと考えている。
	意見：競争環境の確保のための分析や、それを踏まえた改善に取り組んでいただきたい。				
委員会による報告又は意見の具申	議案１から議案４までについて、入札契約手続はルールどおりに運用されているが、個々に付された意見への対応を求める。				
談合情報案件	項 目		工 事	物品・業務	件 数 計
	談 合 情 報		２ 件	０ 件	２ 件
		うち検討結果疑義	０ 件	０ 件	０ 件
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問			回 答	
	＜議案５＞				
	Q 談合情報検討委員会開催後、関係機関にはどのようなアクションをしたのか。			A 契約確定の日に、公正取引委員会と警視庁に電話と文書で報告をした。	
	＜議案６＞				

	Q 誓約書の取得先が1者のみであるのはなぜか。	A 今回の案件は1者に対する情報提供であったため、1者から誓約書を取得している。
	Q 然るべき機関に適切な情報提供をしていただきたい。	A 談合情報を受けた際は、最初に捜査機関に情報提供している。また、調査が全て終わった後にも情報提供している。
委員会による報告又は意見の具申	議案5及び議案6について、談合情報処理は規定のルールどおりに行われており、特に意見はない。	